

令和3年度第10回東区協議会 次 第

日時：令和4年3月25日（金）午後1時30分から

会場：東区役所 31、32 会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議事

(1) 協議事項について

浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）のパブリック・コメント実施について

【デジタル・スマートシティ推進事業本部】

(2) 報告事項について

令和4年度東区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について

【東区区振興課】

(3) 地域課題について

4 その他

(1) 各課からの連絡

(2) 4月の開催予定 令和4年4月27日（水）午後1時30分から

会場：東区役所 3階 31、32 会議室

5月の開催予定 令和4年5月24日（火）午後1時30分から

会場：東区役所 3階 31、32 会議室

(3) その他

5 閉会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）の パブリック・コメント実施について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○目的 デジタルを活用したまちづくりの推進に関する基本原則及び基本的な事項を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにすることによって、市民生活の質の向上や都市の最適化を図り、すべての市民が安全・安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目的とする。</p> <p>○背景 ・人口減少・少子高齢化社会の到来をはじめ社会課題が深刻化し、まちづくりに新たな視点や変革が求められている。 ・本市は令和元年に「デジタルファースト宣言」を行い、令和3年3月に「浜松市デジタル・スマートシティ構想」を策定。デジタルの力を活用したまちづくりに関する取組を推進している。 ・令和3年9月には「デジタル社会形成基本法」が施行され、デジタル社会の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体及び事業者の責務が規定された。</p> <p>○制定にあたり検討した事項 本市のこれまでの取組及び国の法律・動向を整理し、条例案を検討した。</p>				
対象の区協議会	全区協議会				
内 容	<p>浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）のパブリック・コメント実施について概要を説明するとともに、ご意見を伺うもの。</p> <p>○条例案のポイント (1) デジタルを活用したまちづくりの推進に関する基本原則を定める (2) 市の責務及び市民等（市民や事業者）の役割を明らかにする (3) 施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針等の策定等について定める (4) 推進体制の整備について規定する</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	案の公表、意見募集	令和4年3月15日～4月14日			
	市の考え方公表時期	令和4年5月 予定			
	実施時期または施行時期	令和4年7月1日 予定			
担当課	デジタル・スマートシティ推進事業本部	担当者	三岡 由莉	電話	457-2454

浜松市デジタルを活用した まちづくり推進条例(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。

浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例(案)」とは

人口減少・少子高齢化や新型コロナウイルスの感染拡大などの社会課題が深刻化し、まちづくりに新たな視点や変革が求められる中で、デジタルの活用による利便性向上や社会課題への対応に対する期待が高まっています。

こうした中で、デジタルを活用したまちづくりを推進し、すべての市民が安全・安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目指して、条例を制定します。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和4年3月15日(火)～令和4年4月14日(木)

3. 案の公表先

デジタル・スマートシティ推進事業本部、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター(中区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所、氏名または団体名、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

① 直接持参	デジタル・スマートシティ推進事業本部(地域情報センター3階)まで書面で提出
② 郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-0929 浜松市中区中央1-12-7 デジタル・スマートシティ推進事業本部あて
③ 電子メール	dsc@city.hamamatsu.shizuoka.jp

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和4年5月に公表予定です。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

デジタル・スマートシティ推進事業本部
(TEL 053-457-2454)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください。

- パブリック・コメント実施案件の概要 …… P 3
- 浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）
………… P 4～P 5
- 浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）解説
………… P 6～P 11
- 浜松市デジタルファースト宣言 …… P 12
- 浜松市デジタル・スマートシティ構想 …… P 13～P 14
- 意見提出様式（参考） …… P 15

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）
趣旨・目的	デジタルを活用したまちづくりの推進に関する基本原則及び基本的な事項を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにすることによって、市民生活の質の向上や都市の最適化を図り、すべての市民が安全及び安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目的とする。
策定に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口減少・少子高齢化社会の到来をはじめ社会課題が深刻化し、まちづくりに新たな視点や変革が求められている。 ・ 本市は、令和元年10月に「デジタルファースト宣言^{※1}」を行い、令和3年3月に「浜松市デジタル・スマートシティ構想^{※2}」を策定。デジタルの力を活用したまちづくりに関する取組を推進している。 ・ 令和3年9月には「デジタル社会形成基本法」が施行され、デジタル社会の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体及び事業者の責務が規定された。
立案した際の実施機関の考え方及び論点	デジタルを活用したまちづくりが、市民の利便性向上や社会課題に対応する上で極めて重要であるとの認識の下、条例を制定することで、取組の更なる推進に繋げていく。
案のポイント	(1) デジタルを活用したまちづくりの推進に関する基本原則を定める ①多様な主体の参画や多様な情報システムの連携が可能な環境づくり ②多様かつ包摂的な社会の実現への寄与 ③個人情報の保護、プライバシー保護への配慮、透明性の確保 ④持続可能性 ⑤災害等に対する都市機能の維持、迅速な復旧に係る体制等の構築 (2) 市の責務及び市民等（市民や事業者）の役割を明らかにする (3) 施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針等の策定等について定める (4) 推進体制の整備について規定する
関係法令 など	関係法令：デジタル社会形成基本法 関連計画等：浜松市デジタルファースト宣言 浜松市デジタル・スマートシティ構想
計画・条例等の策定スケジュール（予定）	案の公表、意見募集開始 令和4年3月15日 意見募集終了 令和4年4月14日 市の考え方公表 令和4年5月予定 実施時期または施行時期 令和4年7月1日予定

※1 資料の12ページをご覧ください。

※2 資料の13～14ページをご覧ください。

浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、デジタルを活用したまちづくりが市民の利便性の向上に資するとともに人口減少及び少子高齢化をはじめとする社会課題に対応する上で極めて重要であるとの認識の下、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、デジタルを活用したまちづくりの推進に関する基本原則及び基本的な事項を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにすることによって、市民生活の質の向上及び都市の最適化（効果的かつ効率的な都市の計画、整備並びに管理及び運営をいう。）を図り、もってすべての市民が安全及び安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) デジタルを活用したまちづくり 情報通信技術を用いた情報の活用によるまちづくりをいう。
- (2) 情報通信技術を用いた情報の活用 法第2条に規定する情報通信技術を用いた情報の活用をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者及び事業者をいう。

（基本原則）

第3条 デジタルを活用したまちづくりは、次に掲げる基本原則にのっとり推進されなければならない。

- (1) 多様な主体の参画及び多様な情報システムの連携が可能な環境づくりを行うこと。
- (2) 情報通信技術を用いた情報の活用は、あらゆる人の社会活動及び都市運営を支える手段の一つであるとの認識の下、すべての人の社会参加を支え、多様かつ包摂的な社会の実現に寄与すること。
- (3) 情報通信技術を用いた情報の活用において、個人情報保護され、及び個人のプライバシーの保護に配慮されるとともに、情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性が確保されること。
- (4) 情報通信技術を用いた情報の活用に係る事業は、運用上及び財政上の持続可能性が重要であるという認識をすること。
- (5) 災害の発生、感染症のまん延その他の市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態に対し、都市機能の維持並びに迅速な復旧に係る情報システム及び体制の構築に努めること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本原則にのっとり、市民等と連携し、及び協力しながら、デジタルを活用したまちづくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、自らがまちづくりの主体であるとの認識の下、デジタルを活用したまちづくりへの理解を深め、市と連携し、及び協力しながら、自己の能力を発揮し、デジタルを活用したまちづくりの推進に努めるものとする。

(基本指針等の策定等)

第6条 市長は、第4条に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針を策定しなければならない。

2 市長は、前項の基本指針に基づく計画を策定しなければならない。

3 市長は、第1項の基本指針及び前項の計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

(推進体制)

第7条 市長は、デジタルを活用したまちづくりに関する施策について総合調整を行うとともに、これを実効性のあるものとするための推進体制を整備しなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和4年7月1日から施行する。

浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）

解説

（目的）

第1条 この条例は、デジタルを活用したまちづくりが市民の利便性の向上に資するとともに人口減少及び少子高齢化をはじめとする社会課題に対応する上で極めて重要であるとの認識の下、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、デジタルを活用したまちづくりの推進に関する基本原則及び基本的な事項を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにすることによって、市民生活の質の向上及び都市の最適化（効果的かつ効率的な都市の計画、整備並びに管理及び運営をいう。）を図り、もってすべての市民が安全及び安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目的とする。

【解説】

人口減少・少子高齢化社会の到来や新型コロナウイルスの感染拡大などの社会課題に直面し、まちづくりや都市経営に新たな視点や変革が求められています。一方、コロナを契機として急速にデジタル化が進展しています。新技術や各種データを活用したデジタル化の取組は、従来の発想にはないシステムの効率化、サービスの提供等を可能とし、各種の社会課題を解決する可能性を有しています。

浜松市では、令和元年10月に「デジタルファースト宣言」を行い、令和2年度には、推進組織として浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォームを設置、令和3年3月には、浜松市デジタル・スマートシティ構想を策定・公表するなど、デジタルを活用し市民の利便性向上や社会課題への対応に資するための取組を行っています。

こうした中、国においては令和3年9月1日にデジタル庁が発足、同日にはデジタル社会の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体及び事業者の責務を規定したデジタル社会形成基本法が施行されるなど、デジタル改革が進められています。

本条例は、デジタルを活用したまちづくりに関する基本となる事項を定め、すべての市民が安全・安心で幸せに暮らし続けることができる持続可能な都市を築くことを目的として制定するものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) デジタルを活用したまちづくり 情報通信技術を用いた情報の活用によるまちづくりをいう。

【解説】

本条例では、条例名や第1条等で用いられている「デジタルを活用したまちづくり」を、「情報通信技術を用いた情報の活用によるまちづくり」と定義し、先端的な技術やデータを活用しながらまちづくりを進めていきます。

(2) 情報通信技術を用いた情報の活用 法第2条に規定する情報通信技術を用いた情報の活用をいう。

【解説】

本条例における「情報通信技術を用いた情報の活用」の定義は、デジタル社会形成基本法の定義を使用します。

デジタル社会形成基本法第二条では、「情報通信技術を用いた情報の活用」及び「情報通信技術」を、以下の通り定義しています。

情報通信技術を用いた情報の活用とは

情報通信技術を用いて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）として記録された多様かつ大量の情報を適正かつ効果的に活用すること

情報通信技術とは

従来の処理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術

例：

- ① 官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第二項に規定する人工知能関連技術
- ② 同法同条第三項に規定するインターネット・オブ・シングス活用関連技術
- ③ 同法同条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術

(3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者及び事業者をいう。

【解説】

本条例では、市民等を、「浜松市内に居住する個人、市内に滞在する個人、市内を通過する個人及び浜松市区域内外の事業者」と定義しています。事業者は、営利または非営利、個人事業主または法人、本店または営業所かを問いません。

(基本原則)

第3条 デジタルを活用したまちづくりは、次に掲げる基本原則にのっとり推進されなければならない。

(1) 多様な主体の参画及び多様な情報システムの連携が可能な環境づくりを行うこと。

【解説】

デジタルを活用したまちづくりを推進する上での基本原則を規定しています。

多様な主体の参加が可能になることで、イノベーション（革新的な技術や新たなサービス・仕組み）の創出を促します。また、様々な情報システムが連携することで、データを流通させて新たな価値を生み出していきます。

(2) 情報通信技術を用いた情報の活用は、あらゆる人の社会活動及び都市運営を支える手段の一つであるとの認識の下、すべての人の社会参加を支え、多様かつ包摂的な社会の実現に寄与すること。

【解説】

デジタルの活用は目的ではなく、あらゆる人の社会活動や都市運営を支援する手段・ツールとして活用します。そして、デジタルで高齢者、障がい者、外国人、女性をはじめ、すべての人の社会参加を支え、多様で包摂的な社会を目指します。

デジタル化の進展により、一人ひとりの状況に応じたきめ細かいサービスの提供が可能となり、市民・利用者が、それぞれの状況に応じた体験を選択することが可能となってきています。こうしたことを踏まえ、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会を目指します。

(3) 情報通信技術を用いた情報の活用において、個人情報保護され、及び個人のプライバシーの保護に配慮されるとともに、情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性が確保されること。

【解説】

情報通信技術を用いた情報の活用にあたっては、十分な理解と信頼を得るため、個人情報の保護に関する法令を遵守した上で個人情報の取得や活用を行うなど、個人情報を保護するとともに、個人のプライバシーの保護に配慮します。

また、情報を収集・活用する際は、誰が、何の目的で、どのようなデータを収集するかを明確にし、透明性を確保します。

(4) 情報通信技術を用いた情報の活用に係る事業は、運用上及び財政上の持続可能性が重要であるという認識をすること。

【解説】

新たなサービスや事業の立ち上げにあたっては、設計や実証実験の段階から、運用面、財政面において持続可能であることが重要であることを十分に認識し進めていきます。

(5) 災害の発生、感染症のまん延その他の市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態に対し、都市機能の維持並びに迅速な復旧に係る情報システム及び体制の構築に努めること。

【解説】

自然災害やパンデミック（感染症等の世界的な大流行）、サイバー攻撃の脅威（コンピュータシステムに対する電子的攻撃など）、その他トラブルによる障害が生じても最少限の都市機能を維持し、早急に復旧できるよう配慮した、システムや体制の構築に努めます。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本原則にのっとり、市民等と連携し、及び協力しながら、デジタルを活用したまちづくりに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

【解説】

第1条に規定する目的を達成するための市の責務を規定しています。市は、本条例で規定する基本原則にのっとり、防災、農林業、エネルギー、教育・子育て、健康・医療・福祉、産業などの分野間の連携やデータの利活用を推進することで、デジタルを活用したまちづくりに関する施策を総合的に進めていきます。

また、デジタルを活用したまちづくりは、市民や事業者をはじめとする多様な主体の方々と連携・協力しながら官民共創で進めていくことの重要性に基づき、「市民等と協力し、及び連携しながら」デジタルを活用したまちづくりに関する施策を進めていくことを規定しています。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、自らがまちづくりの主体であるとの認識の下、デジタルを活用したまちづくりへの理解を深め、市と連携し、及び協力しながら、自己の能力を発揮し、デジタルを活用したまちづくりの推進に努めるものとする。

【解説】

市民等は、第1条に規定する目的を達成するため、自らがまちづくりの主体であるとの認識の下、デジタルを活用したまちづくりへの理解を深め、自己の能力を発揮し、デジタルを活用したまちづくりの推進に努めることを、役割として規定しています。

(基本指針等の策定等)

第6条 市長は、第4条に規定する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針を策定しなければならない。

【解説】

浜松市は、デジタル活用の観点から分野横断的な取組の指針として、令和3年3月に「浜松市デジタル・スマートシティ構想」を策定しました。本構想を条例で規定する基本指針に位置づけ、デジタルを活用したまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進に引き続き取り組んでいきます。

2 市長は、前項の基本指針に基づく計画を策定しなければならない。

【解説】

基本指針となる浜松市デジタル・スマートシティ構想に基づく計画の策定を規定しています。

今後、デジタル・ガバメント分野における計画の策定を予定しています。

3 市長は、第1項の基本指針及び前項の計画を策定し、又は変更したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

【解説】

デジタルを活用したまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本方針や計画を策定し、又は変更したときは、市民や事業者の皆様に公表します。

なお、浜松市デジタル・スマートシティ構想は、浜松市ホームページにて公表しています。

(推進体制)

第7条 市長は、デジタルを活用したまちづくりに関する施策について総合調整を行うとともに、これを実効性のあるものとするための推進体制を整備しなければならない。

【解説】

施策の総合調整を行うこと、推進体制の整備について規定しています。

浜松市は、令和2年4月に、市長を本部長とする庁内組織として「浜松市デジタル・スマートシティ推進本部」を設置するとともに、官民で連携しながら取組を推進する組織として「浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム」を設立しました。この2つの組織を条例で規定する推進体制に位置づけ、引き続き取組を推進していきます。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

【解説】

本条例に定めるもののほか、条例の施行について必要な事項は、要綱等で別に定めることを規定しています。

浜松市「デジタルファースト宣言」

人口減少・少子高齢化社会の到来やインフラの老朽化をはじめとした社会課題が深刻化するなか、AI・ICT等先端技術やデータ活用などデジタルの力を最大限に活かし、都市づくりや市民サービスの提供、自治体運営に“デジタルファースト”で取り組み、持続可能な都市づくりを推進することを宣言します。

令和元年 10 月 31 日

浜松市長 鈴木 康友

< 3つの戦略 >

1 「都市づくり」のデジタルファースト【都市の最適化】

データや先端技術を最大限に活かし、産業の活性化や都市機能の高度化を目指す“デジタル・スマートシティ”政策を推進し、都市の最適化を図ります。

2 「市民サービス」のデジタルファースト【市民サービス向上】

AI・ICT等先端技術を活用し、市民サービスを最適なかたちで提供することで、市民の利便性の向上を目指します。

3 「自治体運営」のデジタルファースト【自治体の生産性向上】

AI・ICT等先端技術を活用し業務の効率化や高度化を図るとともに、データ活用による自治体運営により、生産性の向上を目指します。

浜松市デジタル・スマートシティ構想

将来像

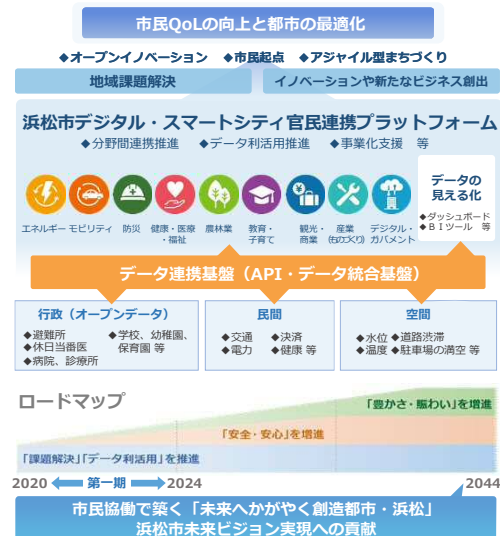
～ デジタルで“繋がる未来”を共創 ～

人口減少・少子高齢化やインフラ老朽化、コロナ禍の状況においてデジタルの力を最大限に活用し、「市民QoL（生活の質）の向上」と「都市の最適化」を目指し、デジタルで“繋がる未来”を官民で共創します。



推進体制とエコシステム（好循環）

官民共創によるまちづくりを進め、「地域課題の解決」と「イノベーションや新たなビジネスを創出」するエコシステム（好循環）を形成します。



【推進体制】

- 「浜松市デジタル・スマートシティ官民連携プラットフォーム」（PF）を中核に官民共創でデジタル・スマートシティを推進。
- PFは各分野の推進組織と連携し、分野間連携とデータ活用を推進。
- PFは民間主導のプロジェクトの創出を支援し、市民目線で地域のプラットフォーム及びコーディネーターの機能を担う。

【目指すエコシステム（好循環）】

- ベンチャー企業などから課題解決のアイデアやソリューションの提案を受け、実証実験を実施。
- 実証実験は「国土縮図型都市・浜松」の多様なフィールドを活用。
- 実行・検証・改善を繰り返し、社会実装へとつなげる。

市民は、実証実験への参加やサービスを選択する形で「市民QoL向上」に貢献。

企業は、地域課題の解決に貢献することでイノベーションや新たなビジネス創出の機会とする。

デジタルで“繋がる未来”の概観

デジタルの力を最大限に活用し、「課題解決型のアプローチ」と「未来に夢と希望を持てるチャレンジ」を組み合わせることで、ヒト・モノ・コトを繋ぎ、“繋がる未来”を創造します。

【文化・芸術】



デジタル活用で世界と音楽で繋がり、デジタル・音楽・芸術が融合した新たな文化を浜松から発信。

【健康・医療・福祉】



遠隔医療やIoTを活用した見守りでどこでも安心して生活。AI（人工知能）がデータに基づきお薦めの食事や運動を紹介してくれる、いつでも健康に生活。

【教育】



世界の学校と繋がりオンライン留学。AIが自分にあった学習メニューを推薦。年齢に関係なく、誰でも多様な学び機会があり、いつでもチャレンジ可能。

【社会参加】



高齢者や障がい者、外国人、女性、誰もがデジタル技術に支えられ、社会と繋がりが、それぞれの力を発揮。



【産業】



ドローンやロボットの活用で省力化と生産性が向上。AIやビッグデータを駆使し、付加価値が向上した儲かる農業が実現。

【移動・物流】



どこにいてもドローンで好きなもの・サービスがいつでも届く。免許を返納してもライドシェア（相乗り）や自動運転で自由にどこへでも移動。

【行政サービス】



スマホ1台でどこでもいつでも簡単手続。必要な情報は必要な時に届き、困ったときは、24時間、AIコンシェルジュ（案内人）が対応。職員との対面相談も選べる、便利で安心な市役所。

【防災】



センサーのデータやAI予測により危険を回避。被害を最小限に抑え、災害の状況もリアルタイムで可視化。大切な人や情報、支援に繋がりが安全・安心な社会を実現。

デジタルで“繋がる未来”のキーワード

- 人と人が繋がる（リモートでの見守りや面会、相談、帰省等）
- 社会と繋がる（高齢者や障がい者、外国人、女性等の社会参加をサポート）
- サービスが繋がる（遠隔教育、遠隔医療、遠隔鑑賞等）
- 都市部と地方が繋がる（リモートワークや多拠点居住の促進）

浜松市デジタル・スマートシティ構想

第一期（2020年度～2024年度）における重点取組分野

2020年度から2024年度の5年間を第一期と位置づけ、①本市の強みを活かした取組、②ウィズコロナ、ポストコロナのニューノーマルや安全・安心への対応、③課題解決型アプローチによる持続可能で包摂的な社会の構築に向けた取組、④推進基盤の構築や強化に重点的に取り組みます。

① 浜松の強みを 唯一無二のものに

ウェルネス

- 「予防・健康都市浜松」実現に向けた官民連携
- 健康情報を活用した生活習慣病等の予防・改善
- 介護ロボット等の活用による介護従事者の負担軽減
- AI等を活用した健診（検診）の受診率向上

音楽文化・ エンターテイメント

- デジタル技術を活用した文化事業の実施
- ニューノーマル時代のエンターテインメントの新たな楽しみ方の創出と普及
- インターネットを活用した音楽文化等の発信とリモートによる国際交流の推進

産業（ものづくり・農林業）

- 国土縮図型都市・浜松のフィールドを活用した新たなサービスやソリューションの創出
- サテライトオフィス等を活用したベンチャー企業等の誘致
- 先端技術を活用するスマート農林業の推進
- 中小企業の生産性向上に向けたIT（情報技術）・IoT等の活用支援

観光・商業

- デジタル・マーケティングの活用による情報発信
- 新しい生活様式に即した観光の活性化と賑わいの創出
- 関係人口の拡大や多拠点居住の促進
- デジタル活用による移住・定住・交流の促進
- キャッシュレスの推進
- デジタルを活用したインセンティブ（報奨、奨励）付与による誘客や消費活性化の研究

② 浜松らしい ニューノーマル社会の実現を目指して

リモートワーク・ 多拠点居住

- 関係人口の拡大や多拠点居住の促進
- デジタル活用による移住・定住・交流の促進
- リモートワークやテレワークの推進
- テレワークパーク構想の推進
- 副業・兼業人材の活用促進

見守り・ 災害対応

- IoT等を活用した高齢者や子どもの見守り推進
- 災害予測や災害状況の効果的な把握
- 災害関連情報の効果的な提供
- 避難所の効果的な3密対策

教育・ 子育て

- GIGAスクール構想の実現に向けた教育環境整備
- オフライン授業とオンライン授業のハイブリッド（組み合わせ）による持続可能な教育の推進
- ICT（情報通信技術）等を活用した子どもや子育て世代への効果的な情報提供や相談体制の構築

デジタル・ ガバメント （電子行政）

- 書面規制・押印・対面規制等の見直し
- 行政手続きのオンライン化やキャッシュレスの推進
- マイナンバーカードの取得促進とマイナンバーカードを活用した行政サービスの拡充
- 多様な伝達手段による情報の提供
- AIやICT等の活用による生産性の向上
- DX推進に向けた職員の人材育成

第一期

デジタル・ スマートシティ 浜松 の基礎固め

③ デジタルの力で持続的・包摂的社會を構築

モビリティ （移動・物流）

- モビリティとサービスの連携による持続可能なまちづくりの推進
- モビリティサービス推進コンソーシアムを中核とした官民連携によるプロジェクトの創出
- 医療MaaSの推進
- フードデリバリープラットフォームの推進
- テレワークパーク構想の推進

インフラ （社会生活基盤）

- ドローンやセンサー等の活用によるインフラの老朽化対策
- 点群データなどインフラ情報のデジタル化
- 都市のデジタル化推進におけるインフラの活用や高度化の検討

社会参加促進

- AIやICT等の活用による障壁の除去
- バリアフリー情報等のオープンデータ化の促進
- 情報へのアクセシビリティの向上
- ICT技術やSNS等を活用した市民参加の促進
- シニア向けスマートフォン講座等の充実

エネルギー・循環型社会

- 「浜松市域“RE100”」の実現に向けた推進
- スマートコミュニティ、スマートタウンのモデルの構築
- スマートプロジェクトの実現
- 新清掃工場及び新破砕処理センターをモデルとしたサーキュラーエコノミーの推進

④ 共創の基盤を構築しより強固なものに

官民共創による 推進体制の強化

- 浜松市フェロー等外部人材の活用
- 官民共創によるプロジェクト創出に向けたアイデアソン等の開催
- 次代を担う若者世代の巻き込み
- 官民連携プラットフォームを活用した分野間の連携促進
- シビックチェックとの連携や共創

人材育成

- 次代を担う若者の育成
- データ活用に関するセミナーやハッカソン等の開催
- シニア向けスマートフォン講座等の充実
- 人材育成におけるリモートやオンラインセミナー等の活用
- 人材育成における大学やCode for Japan等との連携

データ連携基盤の整備や オープンデータの拡充

- データ流通のハブ（中継地）となるデータ連携基盤の整備と利活用
- データ連携基盤の活用事例の創出（「ORI-Project」の推進）
- オープンデータプラットフォーム(ODPF)の整備と利活用
- 点群データのオープンデータ化と利活用促進

通信基盤等の 整備や利活用促進

- 中山間地域等への光ファイバー網の整備支援
- 5Gアンテナ基地局の設置や利活用の促進
- 各種通信（高速・低速等）活用の事例の共有と横展開
- 活用事例の創出やニーズ喚起による各種通信インフラ整備の働きかけ

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

ご住所 (所在地)	
お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例（案）
意見募集期間	令和4年3月15日（火）～令和4年4月14日（木）
意見欄	

- ・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 デジタル・スマートシティ推進事業本部あて
住所 : 〒430-0929 浜松市中区中央1-12-7
E-mail : dsc@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名
家康くん



皆さんからの
ご意見を
お待ちしております
おるのじゃ！

©浜松市

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	令和4年度東区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>令和4年度浜松市予算編成における東区役所費に関しては、9月開催の区協議会にて諮問を行い、10月開催の区協議会において答申を得た。</p>				
対象の区協議会	東区協議会				
内 容	<p>令和4年度東区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について報告するもの。</p> <p>詳細は別紙のとおり。</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	東区・区振興課	担当者	石田 麻奈美	電話	424-0115

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

令和4年度 東区役所費 予算の概要

東区役所

(単位：千円)

	R4年度当初 予算額A	R3年度当初 予算額B	増減 (A-B)	内 容
東区役所費	197,865	200,738	△ 2,873	
人件費（附属機関の委員等）	2,101	2,031	70	区協議会委員報酬
人件費（会計年度任用職員）	10	10	0	協働センターにおける職員不在時の施設利用許可業務に対応するため、施設の管理運営業務に従事するシルバー人材センターの会員を会計年度任用職員（利用許可業務に従事する時間に限る）として任用し、認可業務を行わせるもの。
区管理運営事業	50,877	49,789	1,088	庁舎、公用車の維持管理経費ほか
協働センター管理運営事業	47,655	46,437	1,218	天竜協働センターほか4館の維持管理経費
区協議会運営事業	334	334	0	区協議会に係る事務経費
地域力向上事業	8,466	9,389	△ 923	・市民提案による住みよい地域づくり助成事業 ・区民活動・文化振興事業 ・区課題解決事業
行政連絡文書配布事業	49,752	49,294	458	行政文書の配布に係る経費
自治会振興事業	33,603	38,387	△ 4,784	・自治会集会所整備費助成事業 ・防犯灯設置維持管理費助成事業
俳句の里づくり事業	3,895	3,895	0	十湖賞俳句大会や小中高校俳句講座開催等の経費
中野町煙火大会開催事業(負担金)	1,172	1,172	0	中野町煙火大会の警備及び環境保全に係る負担金

令和4年度地域力向上事業一覧

【助成事業】

	R4年度当初 予算額(案) A	R3年度当初 予算額B	増減 (A-B)
市民協働による住みよい地域づくり助成事業(補助金)	2,000	2,000	0

【区民活動・文化振興事業】

	事業名	R4年度当初 予算額(案) A	R3年度当初 予算額B	増減 (A-B)
1	【継続】『東区・家康公ゆかりの里』推進事業	906	646	260
2	【継続】アグレミーナ浜松とのふれあい交流事業	275	275	0
3	【継続】東区地域福祉講演会	430	430	0
4	【継続】東区大型商業施設との連携事業 おじいちゃんおばあちゃんのための作品展	180	205	△ 25
5	【継続】東区大型商業施設との連携事業 高齢者いきいきフェアin東区	549	585	△ 36
6	【新規】地域住民参加型演劇開催事業	835	0	835
終了	【臨時】スマホでスタンプラリー ～東区の歴史や文化を知ろう！～	0	1,513	△ 1,513
	計	3,175	3,654	△ 479

【区課題解決事業】

	事業名	R4年度当初 予算額(案) A	R3年度当初 予算額B	増減 (A-B)
7	【継続】～交通事故ワースト1脱出作戦～ 東区 交通安全声かけ運動	788	788	0
8	【継続】スタントマンの実演による 交通安全自転車教室	940	940	0
9	【継続】公用車を活用した 東区交通事故ワースト1脱出作戦	178	178	0
10	【継続】東区健康づくり応援事業	153	287	△ 134
11	【新規】高齢者交通安全講習会開催事業	175	0	175
12	【新規】東区交通安全リーフレット等作成事業	224	0	224
13	【臨時】東区3大ワースト改善事業	83	0	83
14	第2種協働センターを核とした地域課題解決事業 (市民協働・地域政策課からの配当予算)	750	750	0
終了	【臨時】東区「ウォーキング&お散歩」マップ 作成業務	0	792	△ 792
	計	3,291	3,735	△ 444
	合計	8,466	9,389	△ 923

計画名・事業名	内 容	備 考
分野別計画3 安全・安心・快適		
②安全で安心して暮らせる持続可能な地域社会づくり（市民部（市民生活課））		
防犯カメラ購入助成事業 (12,400千円)	<p>地区安全会議が防犯カメラを購入する経費に対して、補助金を交付する。</p> <p>(補助率) 1/2 (補助上限額) 100千円/台 (上限台数) 1自治会あたり2台</p>	②令和4年度当初予算案の主要事業（抜粋）4頁
④安全な生活基盤づくり（土木部）		
交通事故ワースト1脱出作戦DX化事業 (30,000千円)	<p>交通事故要因の分析にAI（人工知能）を導入し、危険箇所を効率的に把握することで交通事故の削減を図る。</p> <p>1 AI分析に適した基礎データの整理 2 AIによるデータ分析 (危険箇所の抽出、対策の優先度の整理)</p>	②令和4年度当初予算案の主要事業（抜粋）5頁
交通事故ワースト1脱出事業 (1,165,260千円)	<p>交通事故発生件数が多く、重大事故につながる危険性の高い交差点における交通事故防止策や、区画線の修繕及び緊急性の高い通学路の安全対策を実施する。</p> <p>1 交差点リフレッシュ事業 ・道路法定外表示（止まれの更新） ・交差点前後及び単路部の区画線更新（市内一円） 2 交差点等事故削減対策 ・上新屋南交差点（上新屋町） ・半田山6丁目7-1～半田町836-1（半田山6丁目、半田町） ・笠井中学校東交差点（笠井町） ・白鳥町2105～白鳥町1436（白鳥町） ・和田町856（和田町） 3 生活道路等における安全対策 4 通学路安全対策 ・（県）中野子安線、（市）積志初生線 ※計画検討 5 自転車通行空間等整備事業</p>	②令和4年度当初予算案の主要事業（抜粋）6頁

※計画名・事業名に記載されている金額は、浜松市全体を対象とした予算額です。

計画名・事業名	内 容	備 考
分野別計画3 安全・安心・快適		
④安全な生活基盤づくり（土木部）		
天竜川駅周辺整備事業 (202,000千円) 2月補正計上 200,000千円 合 計 402,000千円	JR天竜川駅の南口アクセス道路等の整備により、駅の利便性及び歩行者の安全性を向上する。 【スケジュール】 R1年度 南口アクセス道路設計、用地調査 R4年度 南口アクセス道路用地買収、天竜川駅前線設計 R5年度 南口アクセス道路整備着手	②令和4年度当初予算案の主要事業（抜粋）7頁
分野別計画4 環境・エネルギー		
①環境と共生した持続可能な社会の実現（環境部）		
ごみ減量推進事業 (101,220千円)	1 家庭用生ごみ処理機購入費補助事業 （補助率）1/2 （補助上限）10千円 （補助件数）255件 ※昨年度150件から拡充 2 【新規】大型商業施設等での雑がみ分別袋配付事業 3 その他事業 ・生ごみ堆肥化容器配付事業 ・事業系一般廃棄物適正処理指導事業 ・環境とSDGs一体推進トライアル事業	②令和4年度当初予算案の主要事業（抜粋）8頁
分野別計画5 健康・福祉		
①人と人とのつながりをつくる社会の実現（健康福祉部）		
かいごTERAKOYA事業 (5,000千円)	市内の介護事業所において、介護職員の子どもや近隣の小学生を預かるサービスを提供する。 （受入施設）市内5施設 （受入対象）介護職員の子ども、近隣の小学生 （受入人数）1施設あたり10～15人程度 （実施期間）小学校の夏休み（約35日）	②令和4年度当初予算案の主要事業（抜粋）9頁

※計画名・事業名に記載されている金額は、浜松市全体を対象とした予算額です。

計画名・事業名	内 容	備 考
分野別計画5 健康・福祉		
②人々の心身の健康と生活を守る医療の充実（健康福祉部（医療担当））		
新型コロナウイルス感染症対応事業 （3,342,553千円）	1 新型コロナウイルスワクチン接種事業 3回目接種、小児接種、ワクチンパスポート発行 2 感染症対策事業 PCR検査費用・入院医療費の公費負担 3 発熱等受診相談センター運営事業 電話相談、健康フォローアップ 4 その他	②令和4年度当初予算案の主要事業（抜粋）10頁
分野別計画6 文化・生涯学習		
①感動のある生活、歴史・文化・スポーツによる豊かさの創造（市民部（文化振興担当））		
小中学生プロスポーツ観戦招待事業 （1,263千円）	本市をホームタウンとして活動するプロスポーツチームの試合に、会場周辺の小中学生を招待する。 ■アグレミーナ浜松<フットサル> （対象）蒲小学校4～6年生、天竜中学校1年生 （招待人数）100人/試合 （回数）2試合 ■プレス浜松<バレーボール> （対象）浜名小学校4～6年生、浜北北部中学校1年生 （招待人数）50人/試合 （回数）2試合	②令和4年度当初予算案の主要事業（抜粋）11頁
分野別計画7 地方自治・都市経営		
①市民と共に未来をつかむ都市経営（企画調整部等）		
キャッシュレス決済導入事業 （43,825千円）	令和3年度に導入したキャッシュレス決済サービスの取扱い窓口を協働センター等に拡大する。 （対象施設） 協働センター 34施設 市民サービスセンター 9施設 ふれあいセンター 7施設 計 50施設	②令和4年度当初予算案の主要事業（抜粋）12頁

※計画名・事業名に記載されている金額は、浜松市全体を対象とした予算額です。

令和4年度
当初予算案の主要事業

令和4年2月

浜 松 市

〈新規〉ヤングケアラー研修推進事業

こども家庭部子育て支援課
電話: 457-2792

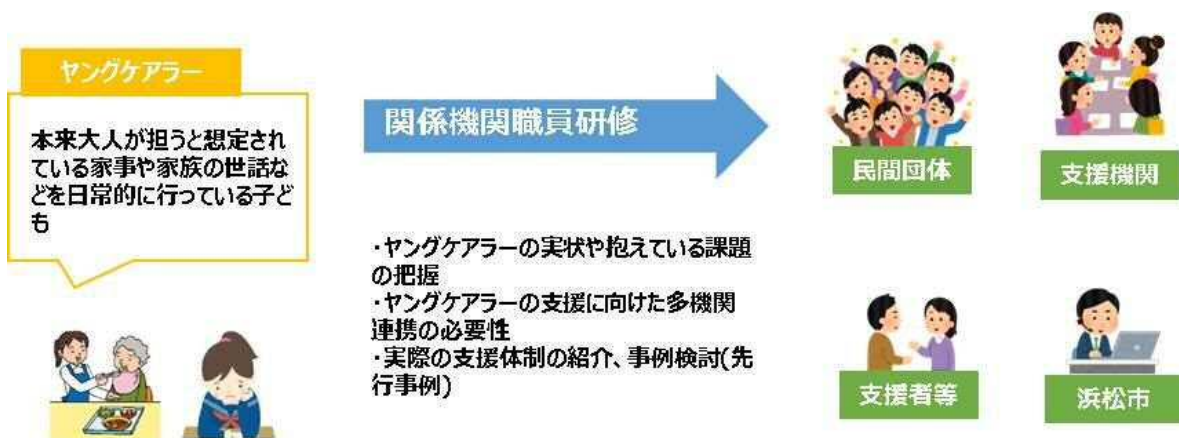
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	2,046	1,023	0	0	1,023

※児童家庭相談事業 15,037 千円の一部

目的	福祉・介護・医療・教育等の関係機関の職員がヤングケアラーについて学ぶための研修を実施することにより、浜松市のヤングケアラー支援体制を構築する。
背景	厚生労働省は、令和4年度から3年間をヤングケアラーの社会的認知度向上のための集中取組期間とし、当事者団体や支援団体のネットワークづくりを支援する方針を示している。
事業内容	<p>福祉・介護・医療・教育等の関係機関による相互連携強化及びヤングケアラーの把握・発見を確実にできる体制を構築するため、ヤングケアラーの発見や支援策にかかる研修を実施する。</p> <p>1 研修内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラーの実状や抱えている課題の把握 ・ヤングケアラーの支援に向けた多機関連携の必要性 ・実際の支援体制の紹介、事例検討(先行事例) <p>2 研修参加者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉、介護、医療等に携わる行政及び民間職員等 ・市民を対象とした公開講座

ヤングケアラー研修事業イメージ



〈新規〉子どもの居場所づくり助成事業

こども家庭部子育て支援課
電話: 457-2792

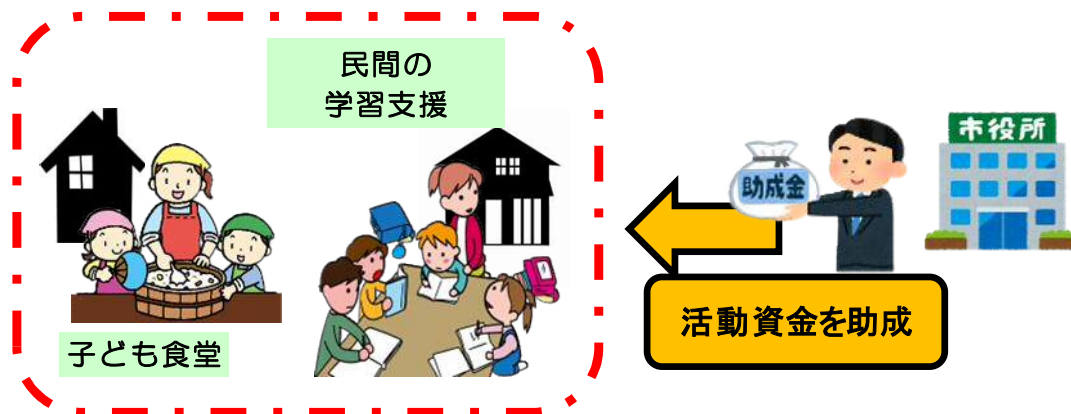
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	子育て・教育	2,968	1,484	0	1,484	0

※子供の貧困対策総合支援事業 18,328 千円の一部
※財源(その他) 子どもの未来応援基金繰入金

目的	子どもの居場所(子ども食堂、学習支援等)を提供する NPO 法人等に対し、事業の立上げ及び活動を支援することにより、困窮する子育て世帯に対する支援の充実を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度「子どもの生活実態調査」において、困窮群の 38.7% (一般群 30.7%) が子どもの居場所の利用を希望している。 ・子ども食堂等は、新型コロナウイルス感染症の影響等により活動の継続が難しくなっている。
事業内容	<p>子どもの居場所を提供する NPO 法人等に対する立上げ・活動支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象事業者 子どもの居場所(子ども食堂、民間の学習支援等)を提供する NPO 法人等 2 補助対象経費 子どもの居場所づくりに要する費用 <ul style="list-style-type: none"> ・新規立上げ支援 新たな事業立上げに要する経費(備品購入等) ・活動支援 会場借上げ費用、食事提供等に要する経費 3 補助率 経費の 1/2 以内 4 補助上限額 <ul style="list-style-type: none"> ・新規立上げ 子供の居場所 1 か所あたり 200 千円 ・活動支援 子供の居場所 1 か所あたり 72 千円/年 複数事業実施の場合 24 千円加算 ※活動支援は最初の申請から 3 回を限度とする

子どもの居場所づくり助成事業イメージ



(単位：千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
教育費	子育て・教育	31,207	0	0	0	31,207

※小学校施設整備事業 778,373 千円の一部、中学校施設整備事業 375,822 千円の一部の合計

※国の補正予算対応、繰越明許費

2月補正計上 72,044 千円、当初計上 31,207 千円、合計 103,251 千円

目的	教育施設のバリアフリー化を図り、誰もが安心して学べる環境を整備する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正により、義務教育小中学校校舎等の増改築について、バリアフリー基準への適合が義務化された（令和3年4月1日施行）。 ・要配慮児童生徒等が在籍する校舎等について、令和7年度末までに、エレベータ等を原則100%整備することを定めた整備目標を文部科学省が示した。
事業内容	<p>1 小学校</p> <p>(1) 対象校 大瀬小学校（全1校）</p> <p>(2) 事業費 81,207 千円（2月補正計上 72,044 千円、当初計上 9,163 千円）</p> <p>(3) 内容 エレベーター設備・車椅子利用者用駐車施設整備</p> <p>(4) スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3~4年度 設計・地質調査 ・令和4年度 整備工事 <p>2 中学校</p> <p>(1) 対象校 中郡中学校、細江中学校、北浜中学校（全3校）</p> <p>(2) 事業費 22,044 千円</p> <p>(3) 整備内容 エレベーター設備・車椅子利用者用駐車施設・多目的トイレ整備、段差解消等</p> <p>(4) スケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度 設計・地質調査 ・令和5年度 整備工事



エレベーター(イメージ)



多目的トイレ(イメージ)



段差解消(イメージ)

〈新規〉防犯カメラ購入助成事業

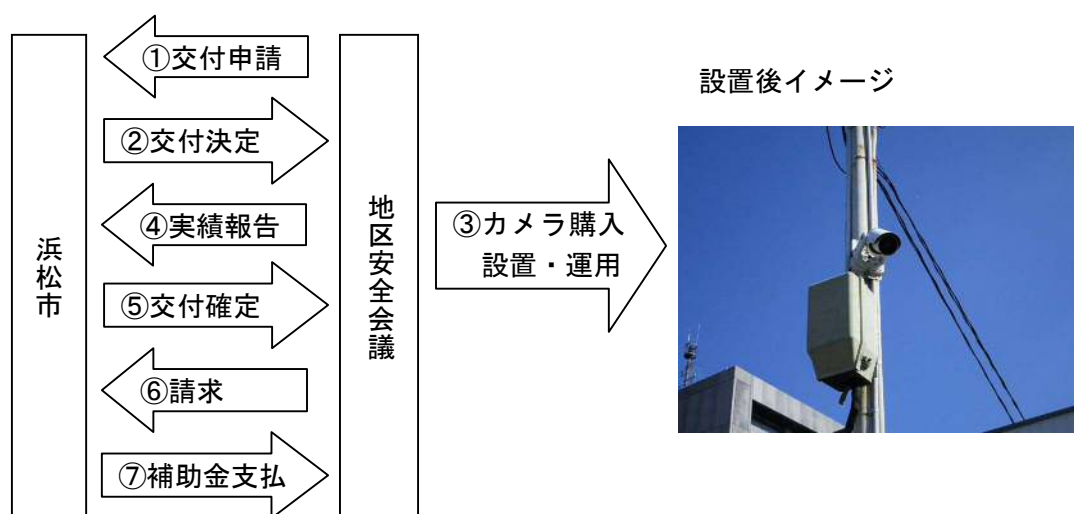
市民部市民生活課
電話: 457-2230

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
総務費	安全・安心・ 快適	12,400	0	0	0	12,400

※安全で安心なまちづくり支援事業 14,046 千円の一部

目的	地区安全会議が防犯カメラを購入する経費に対して補助を行い、地域における自主的な防犯活動を促進する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯カメラの設置補助に対する要望が自治会から出されている。 ・県警が自主防犯活動を促進するため、可搬式の防犯カメラを6か月間設置する事業を実施しているが、期間経過後も継続するには、自治会が自ら防犯カメラを設置する必要がある。 ・地区安全会議は、地域ぐるみの自主防犯活動を促進する組織であり、連合自治会（中学校区）単位を基本として結成されている。
事業内容	<p>地区安全会議が防犯カメラを購入する経費に対して、補助金を交付する。</p> <p>1 補助対象団体 地区安全会議</p> <p>2 対象経費 カメラ本体の購入費 ※設置工事費及び維持管理費は除く</p> <p>3 補助率等 1/2（上限 100 千円/台）</p> <p>4 上限台数 1 自治会あたり 2 台</p>



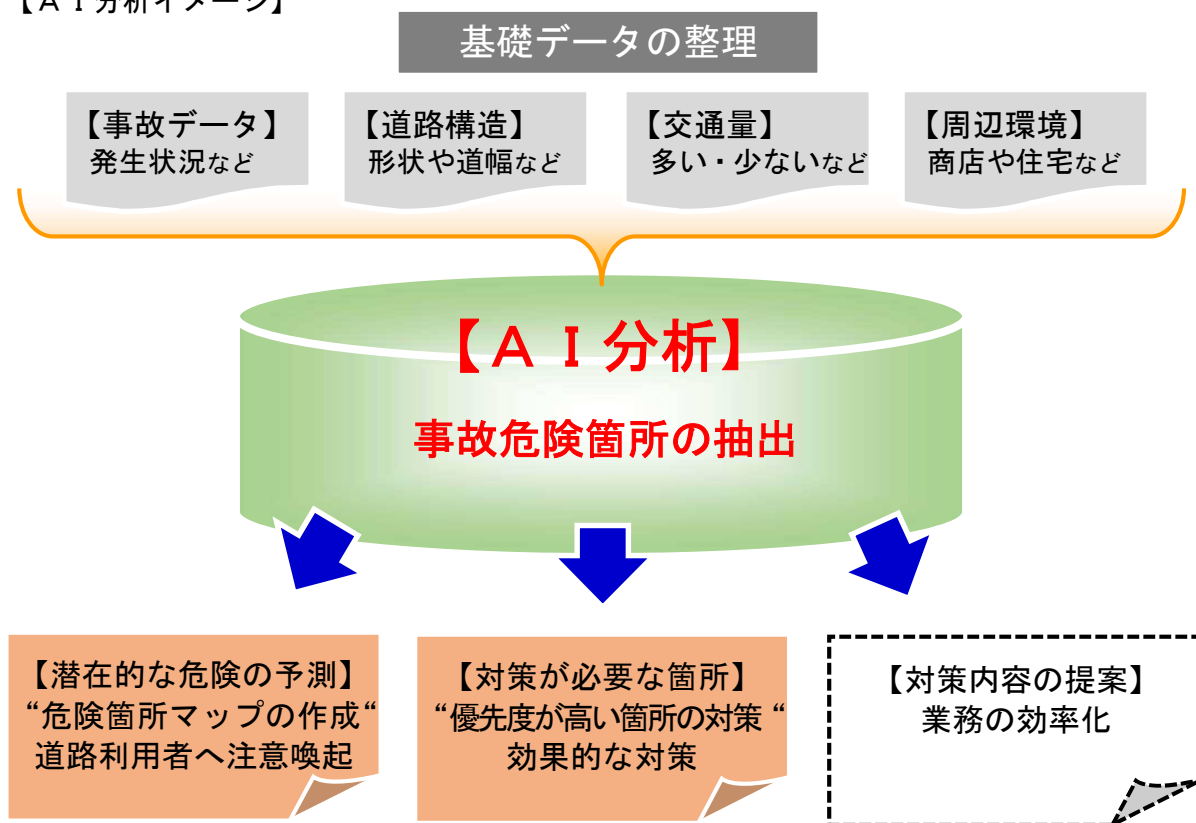
(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
土木費	安全・安心・ 快適	30,000	0	0	0	30,000

※交通事故データ活用事業 36,600千円の一部

目的	交通事故要因の分析にAI（人工知能）を導入し、危険箇所を効率的に把握することで交通事故の削減を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 本市の人口10万人あたりの人身交通事故件数は、12年連続して政令指定都市中ワースト1であり、交通事故の削減が課題となっている。 人身交通事故は、交通状況や道路構造などが影響しているが、事故要因の把握が困難な状況にある。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 警察の事故データや本市の道路情報などの各種情報を統合し、AI分析に適した基礎データの整理 AIによるデータ分析 潜在的な事故危険箇所を含めた危険箇所の抽出と対策の優先度の整理 スケジュール 令和4年度 AI分析による予測モデルの構築と対策箇所の抽出 令和5年度 AI分析のシステム化及び効果検証

【AI分析イメージ】



交通事故ワースト1脱出事業

土木部道路企画課
電話: 457-2232

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
土木費	安全・安心・ 快適	1,165,260	364,568	270,800	400	529,492

※交通安全施設等整備・修繕事業 国交付金事業 1,241,760 千円の一部、国県道単独事業 565,905 千円の一部、市道単独事業 1,462,476 千円の一部の合計

※財源(その他) 電線共同溝整備事業費負担金

目的	交通事故発生件数が多く、かつ重大事故につながる危険性の高い交差点における交通事故防止策や、区画線の修繕及び緊急性の高い通学路の安全対策を実施することにより、交通事故ワースト1からの脱出を図る。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 本市の人身交通事故件数は、人口10万人当たりで政令指定都市中12年連続ワースト1であり、平成27年度(2015年度)から令和7年度(2025年度)までの取組として、交通事故ワースト1脱出作戦を実施している。 対策実施前の平成26年(2014年)の8,915件と比較し、令和3年の人身交通事故件数は5,375件で3,540件減少(39.7%減)した。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 交差点リフレッシュ事業 100,000 千円 道路法定外表示(止まれ)の更新約1,100か所、区画線更新約5,600か所 交差点等事故削減対策 237,500 千円 交差点改良(右折レーンの設置等)3か所 (国)257号(根洗交差点)、(国)257号(旅籠工区)、 (県)和地山曳馬停車場線(和合町交差点) 注意喚起の路面表示、交差点カラー化等20か所、中央分離帯開口部の閉鎖5か所 生活道路等における安全対策、ゾーン30対策等 95,000 千円 ゾーン30対策予定地区1か所の注意喚起の路面表示、 ゾーン30プラス対策地区2か所の物理的デバイスの設計 通学路安全対策 628,260 千円 歩道の設置、側溝改良、グリーンベルトの設置 通学路要望約100か所、 (国)257号(井伊谷)、(県)浜北三ヶ日線(宮口)外24線 自転車通行空間等整備事業 104,500 千円 自転車専用通行帯、矢羽根型路面表示の設置 太平洋岸自転車道(県)浜松環状線、(国)257号(高町)外2線

通学路における安全対策
(歩道の設置)



事故危険箇所における交差点改良
(右折レーンの設置)



生活道路における安全対策
(クラウクの整備)

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
土木費	安全・安心・ 快適	202,000	86,500	77,800	35,000	2,700

※国の補正予算対応、繰越明許費

2月補正計上 200,000千円、当初計上 202,000千円、合計 402,000千円

※財源(その他)都市計画税

目的	JR 天竜川駅の南口アクセス道路等の整備により、駅の利便性及び歩行者の安全性を向上する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 天竜川駅前線については、一部の区間が令和2年度に完成したが、幹線道路と接続されておらず、駅利用者の歩行者・自転車の空間は確保されていない。 駅南口において、立地性を活かした民間開発の具体化が見込まれている。
事業内容	<p>1 天竜川駅前線 延長・幅員 L=280m W=20m (2車線) 概算事業費 10億円 (令和2年度から令和11年度まで)</p> <p>2 駅南口アクセス道路 延長・幅員 L=150m W=13m (2車線) 概算事業費 8億円 (平成30年度から令和5年度まで)</p> <p>3 スケジュール 令和元年度 南口アクセス道路詳細設計及び用地調査 令和4年度 南口アクセス道路の用地買収、(都)天竜川駅前線の設計 令和5年度 南口アクセス道路整備に着手</p>

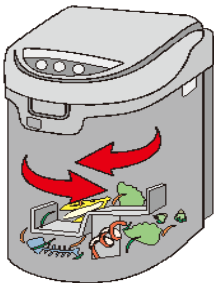





ごみ減量推進事業	環境部ごみ減量推進課 電話: 453-6192
----------	----------------------------

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	環境・ エネルギー	101,220	3,973	0	0	97,247

※関連課 環境部環境政策課 (電話: 453-6146)
 ※生ごみ減量推進事業 6,062 千円、資源物集団回収団体活動促進事業 44,505 千円、
 みどりのリサイクル推進事業 27,598 千円、ごみ減量教育推進事業 8,093 千円、
 ごみ減量推進運営経費 23,571 千円、環境と SDGs 一体推進トライアル事業 7,834 千円の一部
 の合計

目的	市内から排出されるごみの減量を促進するため、市民の意識向上を図り、ごみ減量を推進する。
背景	家庭から出る一人1日あたりのごみの量は平成27年度(2015年度)以降横ばいで推移しており、政令指定都市平均を上回っている。
事業内容	<p>生ごみ処理機購入補助制度の拡充や雑がみ回収などにより、家庭ごみ減量を促進する</p> <p>1 家庭用生ごみ処理機購入費補助事業 2,636 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 生ごみの減量を強化するため補助件数を拡充。 補助上限額 10,000 円 (補助率 1/2) 補助件数 255 件 (令和3年度: 150 件) <p>2 (新規) 大型商業施設等での雑がみ分別袋配付事業 1,000 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 大型商業施設等と連携し、イベントや店舗における商品持ち帰り用として市民に雑がみ分別紙袋を提供することで、雑がみ分別を促進する。 <p>3 その他の事業 97,584 千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 生ごみ堆肥化容器配付事業 3,426 千円 希望する市民に生ごみ堆肥化容器を配布 事業系一般廃棄物適正処理指導事業 9,373 千円 市内集積所への啓発看板設置、パトロールによる指導 環境と SDGs 一体推進トライアル事業 7,741 千円 インスタグラムを活用した市民参加型のキャンペーンによる雑がみ分別啓発 など
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【生ごみ処理機】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【大型商業施設等での雑がみ分別袋配布事業】 (事業イメージ)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">市</div> <div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">大型商業施設等</div> </div> <div style="margin-top: 10px;">  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> イベントや商品の持ち帰り用の雑がみ分別袋を配布 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">市民</div> </div>  </div> </div> </div>

〈新規〉 かいご TERAKOYA 事業

健康福祉部介護保険課
電話: 457-2862

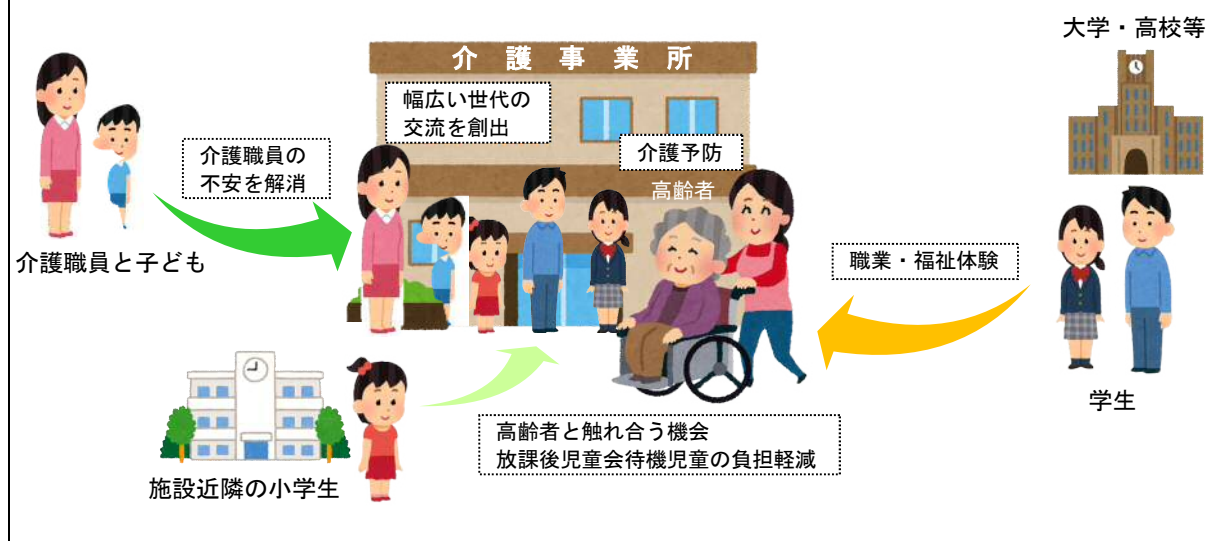
(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
民生費	健康・福祉	5,000	0	0	0	5,000

※介護人材確保対策事業 20,609 千円の一部

目的	介護職の雇用促進につながるよう、子どもを持つ介護職員が、安心して働くことができる職場環境を整備するとともに介護の現場や高齢者との触れ合いを通して、子どもたちが介護の仕事を手近に感じる機会を提供する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・第8期浜松市介護保険事業計画の推計では、令和7年度に約2,200人の介護職員が不足すると見込まれている。 ・市内介護事業所では、育児中の介護職員が子どもの長期休暇中の勤務に苦慮している。 ・国は、子どもから高齢者までが同じ空間・時間を共にする共生型サービスを推奨しており、取り組み事例のない全国初の事業となる。
事業内容	<p>市内の介護事業所において、介護職員の子どもや近隣の小学生を預かるサービスの提供</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受入施設 市内5施設 2 受入対象 介護職員の子ども及び受入施設近隣の小学生 3 受入人数 1施設あたり 10~15人程度 4 実施期間 小学校の夏休み期間(約35日) 5 事業効果 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを持つ介護職員が安心して働ける職場環境の整備 ・子どもたちが介護の現場に触れ、就職の選択肢とする機会の提供 ・小学生と高齢者が接することによる心身の育成と介護予防の相乗効果

かいご TERAKOYA イメージ



新型コロナウイルス感染症対応事業

健康福祉部健康医療課
電話:453-6178

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
衛生費	健康・福祉	3,342,553	3,048,082	0	58,827	235,644

※関連課 健康福祉部保健環境研究所(電話:411-1311)、健康福祉部健康増進課(電話:453-6130)、健康福祉部保健総務課(電話:453-6111)、健康福祉部生活衛生課(電話:453-6118)

※財源(その他) 新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金

目的	新型コロナウイルスの感染拡大に対応し、市民の安全安心な生活を確保する。
背景	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年1月に初めて国内で新型コロナウイルス感染症患者が確認されて以降、不定期に流行が発生しており、未だ収束に至っていない。 令和3年7月から9月までの「第5波」において、本市では3,048人と過去最大の患者数となった。 12月からの「第6波」に至っては、第5波を上回る患者数を記録しており、今後の流行に備えた対応が必要である。
事業内容	<ol style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルスワクチン接種事業 2,500,378千円 追加接種(3回目)及び小児を対象とした2回接種にかかる医師派遣、接種会場運営、ワクチンパスポートの発行など 感染症対策事業 612,894千円 PCR検査費用及び入院医療費の自己負担分を公費負担 発熱等受診相談センター運営事業 93,490千円 電話相談、受診調整業務、患者を対象とした健康フォローアップ 食中毒、感染症検査事業 69,487千円 検査のための試薬等の購入 医療調整本部事業 55,608千円 <ul style="list-style-type: none"> 患者搬送車の運行、搬送時の医療機関との連絡調整にかかる看護師の同乗 自宅療養者等の症状悪化時に、保健所の依頼により診療を実施する医療機関に対し、患者数に応じた協力金を交付 PCR検査センター設置運営事業 10,696千円 PCR検査センターの交通誘導など
	<pre> graph LR A[相談・受付] --> B[検体採取] B --> C[検査] C --> D[搬送・療養・入院] E[予防接種] F[疫学調査] </pre>

〈新規〉小中学生プロスポーツ観戦招待事業

市民部スポーツ振興課
電話:457-2421

(単位:千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
総務費	文化・生涯学習	1,263	0	0	0	1,263

※大型スポーツイベント等誘致事業 24,525 千円の一部

目的	本市をホームタウンとして活動するプロスポーツチームの魅力向上させ、地域の宝となるスポーツ資源への成長を促す。	
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・アグレミーナ浜松（フットサル）及びブレス浜松（バレーボール）は、本市をホームタウンとして活動するプロスポーツチームである。 ・小中学生の頃からレベルの高いプロの試合観戦をすることは、スポーツに対する関心やチームに対する親しみを深めることに有効である。 	
事業内容	市内で開催されるホームゲームへ、会場周辺の小中学生を招待する。	
	チーム名	アグレミーナ浜松 (フットサル)
	会場	浜松アリーナ
	対象校	蒲 小 4年～6年 天竜中 1年
	招待人数	100人/試合
	回数	2試合
		ブレス浜松 (バレーボール)
	浜北総合体育館	
	浜 名 小 4年～6年 浜北北部中 1年	
	50人/試合	
	2試合	

ファンになるきっかけづくり(小学校4年生～中学校1年生対象)



プロスポーツ支援事業展開イメージ



観戦イメージ

〈拡充〉キャッシュレス決済導入事業

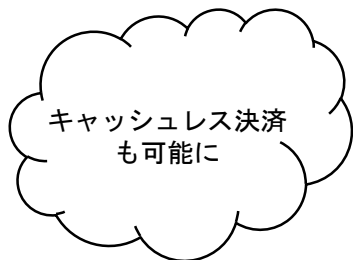
企画調整部情報政策課
電話: 457-2722

(単位: 千円)

予算款	戦略計画 分野別計画	事業費	財源内訳			
			国・県	市債	その他	一般財源
総務費	地方自治・ 都市経営	43,825	43,825	0	0	0

※ICT 戦略推進事業 49,722 千円の一部

目的	令和 3 年度に導入したキャッシュレス決済サービスの取扱い窓口を協働センター等に拡大することで、さらなる市民の利便性向上や業務効率化を図る。													
背景	<ul style="list-style-type: none"> ・「デジタルファースト宣言」に定める 3 つの戦略のうちの 1 つである「市民サービスのデジタルファースト」において「電子決済の推進」を掲げている。 ・令和 3 年度に各区・区民生活課、税務担当部局、博物館、一部指定管理施設の計 18 か所にキャッシュレス決済を導入している。 													
事業内容	<p>協働センター等 50 施設へキャッシュレス決済を導入する。</p> <p>1 対象施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>施設数</th> <th>対象業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協働センター</td> <td>34</td> <td rowspan="3">住民票関係証明書、戸籍関係証明書、印鑑登録証明書、税務証明書等</td> </tr> <tr> <td>市民サービスセンター</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>ふれあいセンター</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>50</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※今回の整備に伴い協働センター等への整備は完了予定</p> <p>2 導入開始時期 令和 4 年 10 月 (予定)</p>	対象施設	施設数	対象業務	協働センター	34	住民票関係証明書、戸籍関係証明書、印鑑登録証明書、税務証明書等	市民サービスセンター	9	ふれあいセンター	7	計	50	
対象施設	施設数	対象業務												
協働センター	34	住民票関係証明書、戸籍関係証明書、印鑑登録証明書、税務証明書等												
市民サービスセンター	9													
ふれあいセンター	7													
計	50													



令和3年度東区協議会 交通安全委員会 年間活動報告

- 1 開催日 第1回 令和3年5月11日(火)
第2回 令和3年7月29日(木)
第3回 令和3年11月16日(火)
第4回 令和4年3月3日(木)
- 2 交通安全委員 委員長：馬塚 繁光 職務代理：齋藤 宣男
委員：原 利夫、松本 久和、山田 俊明、米山 英二
(50音順・敬称略)

3 協議テーマ

「交差点事故ゼロ～センターライン3本分、ゆとりの車間で事故防止～」

4 活動内容

(1) 敬老会対象者へ交通安全のチラシ配布：約16,000枚

表面には、東区内の交通事故状況の解説を、裏面には東区内で発生した交通死亡事故現場の地図を記載したチラシを作成し、敬老会対象者に配布した。

<表>



<裏>



(2) 各期交通安全運動初日街頭広報に参加

- 日時【春】令和3年4月6日(火) 午前7時20分～午前8時00分
 - 【夏】雨天中止
 - 【秋】令和3年9月21日(火) 午前7時20分～午前8時00分
 - 【年末】令和3年12月15日(水) 午前7時20分～午前8時00分
- ※秋は規模を縮小して実施。

【裏面あり】

(3) 交通死亡事故現場確認

■日時：令和3年5月11日（火）午前10時～11時45分

■場所：東区中里町25-2地先

■内容：平成31年2月19日に発生した現場にて浜松東警察署交通第一課森田克己係長から、発生状況等の解説をいただいた。

現場確認後、区役所に移動し近況の交通事故発生状況等の解説をいただいた。

(4) 交通安全啓発リーフレットの作成（R3年9月発行）

令和2年度に引き続き、東区区振興課と協同で交通安全啓発リーフレットを作成した。東区内の交通事故の状況等の解説に加え、東区内で発生した交通死亡事故の発生現場の地図に発生状況を記載し、交通死亡事故根絶を目指す。



(5) 交通安全研修会へ参加

■日時：令和3年11月16日（火）12時00分～13時00分

■場所：遠鉄自動車学校

■内容：体験型交通安全研修会へ参加した。サポートカーに乗車し、自動車の先進安全技術を体験した。



浜松東署管内の交通事故日報

1 発生状況

(令和 4 年 2 月 28 日分)

区分	当日			当月累計			当年累計		
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者
当年	6		7	126	1	151	265	1	340
増減	2		3	-9		-16	-8		-4
率	50.0		75.0	-6.7	0.0	-9.6	-2.9	0.0	-1.2

2 路線別

区分	当日			当月累計			当年累計			
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	傷者
国道	1		1	24		29	50	7		58
主要地方道	1		1	8		11	24	4		29
一般県道	1		1	18		18	34	6		45
市町村道	3		4	69		84	141	-22		180
その他				7	1	9	16	-3	1	28

3 市区町別

区分	当月累計			当年累計					
	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	増減	傷者	増減
中区	14		15	21	-1			22	-3
東区	76		93	163	8			207	-4
南区	36	1	43	81	-15	1		111	3

4 当事者別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
大型車	1	2	3	-2
中型車	1	2	2	1
準中型車		2	4	2
普通車	3	112	244	-9
二輪車		4	6	3
白転車		3	5	-3
歩行者				
その他				

注：不明は除く

5 居住地別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
管内	2	78	164	13
管内	2	41	88	-18
管外	1	6	12	-3

注：不明は除く

6 年齢別件数 (第1当)

区分	当日	当月	当年	増減数
15歳以下				-1
16～19歳		6	11	2
20～24歳	1	16	32	6
25～29歳		14	31	1
30～39歳		16	36	-6
40～49歳	1	19	45	-3
50～59歳	3	25	43	2
60～64歳		10	19	-2
65歳以上		19	47	-7
不明	1	1	1	

7 事故類型別件数

区分	当日	当月	当年	増減数
人対(背)面通行中			1	-2
人対車両				
横断中		1	4	-6
横断歩道				
その他		2	5	1
その他		4	6	-1
小計		7	16	-8
車両相互				
正面衝突	1	1	3	3
追突	2	46	93	-8
出会い頭	2	46	93	4
追越すれ違い時			3	1
その他		13	27	-3
右左折時				
その他	1	11	25	2
小計	6	117	244	-1
車両単独		2	5	1
踏切				
合	6	126	265	-8

8 各種事故別

区分	当日累計			当月累計			当年累計					
	件数	死者	傷者	件数	死者	傷者	件数	増減	死者	増減	傷者	増減
幼児				1		1	2	-4			2	-4
園児				2		2	7	4			9	6
小学生				2		2	8	2			9	3
中学生							6				6	
高校生				4		4	8	-7			9	-5
高齢者				31	1	16	70	-15	1		31	-15
高齢運転				19		23	47	-6			67	-2
歩行者				7	1	6	16	-9	1		16	-8
自転車				17		17	30	-5			29	-5
原付車				7		8	15	4			16	5
自二車				9		10	22	9			24	10
若者起因	1		1	33		42	71	10			89	5
初心者				6		10	12	2			20	7
無免許												
飲酒				1		1	1	1			1	1
交差点	3		3	60		72	128	1		-1	173	13

令和3年度東区協議会 地域防災委員会 年間活動報告

- 1 **開催日**
 - 第1回 令和3年5月24日（月）
 - 第2回 令和3年7月19日（月）
 - 第3回 令和3年11月22日（月）
 - 第4回 令和4年1月13日（木）
 - 第5回 令和4年2月24日（木）

- 2 **地域防災委員** 委員長：小野 敏彦 職務代理：河合 洋子
委員：神谷 幹生、小池 太江子、杉本 ともえ、鈴木 三雄
鈴木 祐一、眞嶋 理恵
(50音順・敬称略)

- 3 **協議テーマ**

「災害時に自分の命を守るために地域住民への意識付け」
～共通認識を持ち迅速な行動につなげる～

- 4 **活動内容**

(1)防災パンフレット（チラシ）の作成

災害時の備えとして知っておいてほしいこと、備えておいてほしいことについて防災啓発用のチラシを作成した。

チラシは高齢者にも見やすいように文字を大きく、内容を絞ることで分かりやすさにも意識したものとなった。

 - ・自分の命、自分で守れますか10の質問、〇いくつ
 - ・緊急避難場所と避難所の違い
 - ・災害時のトイレ

今後、自治会への回覧、市のホームページで掲載を予定。チラシのデータは印刷や加工など自由に使用できる形で掲載予定。

- 5 **意見・感想・課題・次年度に向けて**
 - ・防災について、自治会ごとで備蓄品の備えている量に差があるなど防災への意識に温度差がある。災害時に避難所で複数の自治会が一緒になった際に、ある自治会では備蓄品を提供でき、ある自治会では何も無いといった状況も想定される。今後は、自治会を中心とした地域として防災について考え、動いてもらえるように働きかけできるものは無いか考えていきたい。
 - ・要支援者について、防災上で使用できる範囲を広げていくよう働きかけができないか。
 - ・マンホールトイレの設置や段ボールベッドの設営といった実際に体験する内容や福祉避難所として予定されているふれあい交流センター竜西を見学するなど施設を訪ねるといった内容を取り入れてはどうか。

「自分の命、自分で守れますか」 10の質問、〇いくつ

- 1 となり近所と普段から、あいさつや言葉を交わしている
- 2 非常用持ち出し袋(できれば個人用)を用意している
- 3 非常用の水や食べ物を用意している(ローリングストック)
- 4 家の中の家具や家電、倒れやすいものを固定している
- 5 災害の時の避難について、家族と話し合っている
- 6 自分が避難する場所を知っていて、歩いて確かめている
- 7 ハザードマップで、住んでいる場所の被害や危険度を確かめている
- 8 緊急避難場所は、食べ物や水を持っていくことを知っている(災害への備え②参照)
- 9 自治会の防災訓練に、できる限り家族と一緒に参加している
- 10 自宅のトイレが、使えなくなった時の準備をしている(災害への備え③参照)

裏面も
ご覧ください

この10の質問は、災害から自分の命を守るために必要なことをあげてあります。あなたは、何問〇になりましたか。6問ですか。8問ですか。いいえ、あなたの大切ないのちを守るには、全問〇になることが重要です。

1 となり近所と普段から、あいさつや言葉
葉を交わしている



日頃から、近所付き合いや顔が見える関係を作っておき、いざという時にはお互いに助け合います。

2 非常用持ち出し袋(できれば個人
用)を用意している



避難場所で過ごすために、最小限必要なものを入れて個々に用意し、避難出口近くに置きます。

6 自分が避難する場所を知っていて、
歩いて確かめている



決められた避難場所までかかる時間や途中に危険がないか等、事前に自分で確かめておきます。

7 ハザードマップで、住む場所の被害
や危険度を確かめている



災害時の自宅の被害や危険の程度を情報収集し、発生時に備えて家族で話し合っておきます。

「緊急避難場所と避難所の違い」あなたは知っていますか？

いざという時に、知っていれば自分のいのちを自分で守るための一助になります

<<< 緊急避難場所 >>>

【どういう場所なの？】

目の前の危険から一時的に逃れるための場所

◎地震の場合

揺れが収まるまで身を守るための場所
例えば・・・学校のグラウンドや公園



☆台風など風水害の場合

大雨や暴風から身を守るための場所
例えば・・・体育館や校舎

【救援物資】

基本的に滞在が短期間であることから、食べ物や水などの供給はありません。
ご自身でご用意ください。



<参考>台風など風水害の際に開設する緊急避難場所

笠井中学校	積志小学校
中郡小学校	与進小学校
和田小学校	中ノ町小学校
丸塚中学校	

※実際の開設状況は市のホームページやテレビのdボタンなどで確認してください。

(((避難所)))

【どういう場所なの？】

家屋の倒壊、浸水などで、自宅で生活することができず、生活の場として何日もそこに留まる場所

◎地震、☆台風など風水害とも

例えば・・・体育館や校舎

【救援物資】

各避難所に食べ物や水、毛布など最低限必要な物資が届けられます。

ただし、物流が再開されるまでは、ご自身の備蓄品で過ごしていただきます。(7日間程度)

※いずれの場所にも、避難する際には感染症対策グッズ（マスク、消毒液、体温計）の持参をお忘れなく！！

トイレが使えない!!

停電、断水、下水道断裂・・・
・・・原因はいろいろ



- ① ビニール袋にためる
 - ② 凝固剤で固める
 - ③ 縛って廃棄する
- 1回ごとに♡

ビニール袋+凝固剤など
(+簡易トイレ ← 車中泊)
水・食料と同等に重要備品
静岡県推奨:

1週間分を備えること
※1人1日5回

*** 水分を固める凝固剤 ***





報道発表

区協議会の開催日程（3月）について

区協議会が、次のとおり開催されます。

協議会名	回数	日時	場所	会議内容(予定)	傍聴定員	問合せ先
中区協議会	第10回	3月23日 (水) 14:00～	浜松市役所 北館1階 101.102会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例(案)のパブリック・コメント実施について ・(協議)勤労福祉施設(勤労会館と勤労青少年ホーム)のあり方検討について ・(報告)令和4年度中区地域力向上事業「市民提案による住みよい地域づくり助成事業」の選考結果について ・(報告)令和3年度のパブリックコメントの結果について ・その他 	5人程度 (先着順)	中区役所 区振興課 TEL:457-2210
東区協議会	第10回	3月25日 (金) 13:30～	東区役所 3階31・32会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例(案)のパブリック・コメント実施について ・(報告)令和4年度東区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について ・その他 	5人程度 (先着順)	東区役所 区振興課 TEL:424-0115
西区協議会	第10回	3月23日 (水) 13:30～	舞阪協働センター 1階ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例(案)のパブリック・コメント実施について ・(報告)令和4年度西区役所費の当初予算案の概要等について ・その他 	5人程度 (先着順)	西区役所 区振興課 TEL:597-1112
南区協議会	第10回	3月29日 (火) 13:30～	南区役所 3階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例(案)のパブリック・コメント実施について ・(協議)令和4年度南区地域力向上事業の提案について ・(協議)南区協議会委員の補充について ・(報告)令和4年度南区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について ・その他 	5人程度 (先着順)	南区役所 区振興課 TEL:425-1120
北区協議会	第10回	3月23日 (水) 10:00～	北区役所 3階31・32会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・(協議)浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例(案)のパブリック・コメント実施について ・(報告)令和4年度北区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について ・その他 	5人程度 (先着順)	北区役所 区振興課 TEL:523-1168

(裏面あり：浜北区協議会、天竜区協議会)



浜北区協議会	第11回	3月24日 (木) 13:30~	浜北区役所 3階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ (協議)浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例(案)のパブリック・コメント実施について ・ (報告)令和4年度浜北区役所費の当初予算案及び主要事業の概要について 	10人程度 (先着順)	浜北区役所 区振興課 TEL:585-1141
天竜区協議会	第12回	3月24日 (木) 14:00~	天竜区役所 2階21・22会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ (協議)浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例(案)のパブリック・コメント実施について ・ (協議)令和4年度天竜区地域力向上事業の提案について ・ その他 	5人程度 (先着順)	天竜区役所 区振興課 TEL:922-0013

*傍聴の申し込みは、各区役所区振興課へお問い合わせください。

*傍聴される場合は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するため、下記の点にご協力ください。なお、発熱等の風邪症状のある方は、傍聴をご遠慮くださいますようお願いいたします。

- ・ マスクの着用
- ・ 手指消毒液の使用 (傍聴者受付に用意しております。)